

姫路市自治基本条例 骨子（案）等の新旧対照表

パブリック・コメント時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメントの意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
前文	前文	前文
<p>① 姫路市の自然、歴史、文化</p> <p>② 先人が築いてきたまちを発展させ、次世代を担う子どもに引き継いでいくこと</p> <p>⑥ 子どもの豊かな人間性を家庭や地域社会を</p>	<p>① <u>姫路市の自然、歴史、文化</u></p> <p>② 先人が<u>築いてきた</u>まちを発展させ、<u>次世代</u>を担う子どもに引き継いでいくこと</p> <p>③ <u>子どもの豊かな人間性を家庭や地域社会を</u></p>	<p>① <u>姫路市が豊かな自然環境に恵まれていること</u> と また、</p> <p>② <u>姫路の地が、古くから交通の要衝として栄え、世界文化遺産・姫路城の城下町としても繁栄してきたこと</u></p> <p>③ <u>市制施行に伴い、姫路市が誕生し、合併を行うとともに、臨海部を中心としたものづくりに支えられ、市勢が発展してきたこと</u></p> <p>④ <u>市内の各地域においては、祭り等の伝統行事や食文化が暮らしに根付いていること</u></p> <p>⑤ 先人から<u>受け継いだ</u>まちを発展させ、<u>家庭や地域社会の中で次代を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、未来に引き継いでいくこ</u></p>

※ ____（下線部）は、【Ⅰ】と【Ⅱ】の修正比較箇所（パブリック・コメントの結果において表現等を、整理又は修正すると掲載したもの）

====（二重下線部）は、【Ⅱ】と【Ⅲ】の修正比較箇所

■（網掛け部）は、【Ⅰ】→【Ⅱ】の修正と【Ⅱ】→【Ⅲ】の修正が重複する箇所

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>通じて育むこと</p> <p>③ 市民がまちづくりの主体であることを自覚すること</p> <p>④ まちづくりを担う活動の中には、自治会等による地域コミュニティ活動をはじめ、NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会貢献活動があること</p> <p>⑤ 市民、議会、行政が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと</p> <p>⑦ 自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと</p> <p>⑧ 本市の自治の基本について定める自治基本条例の制定を宣言すること</p>	<p><u>通じて育むこと</u></p> <p>④ <u>市民がまちづくりの主体</u>であることを自覚すること</p> <p>⑤ <u>まちづくりを担う活動の中には、自治会等による地域コミュニティ活動をはじめ、NPO活動・ボランティア活動・事業者による社会貢献活動があること</u></p> <p>⑥ <u>市民、議会、行政が協力し、適切な役割分担の下で、まちづくりを進めていくこと</u></p> <p>⑦ <u>自治の本旨である団体自治と住民自治の理念の実現を目指すこと</u></p> <p>⑧ <u>本市の自治の基本</u>について定める自治基本条例の制定を宣言すること</p>	<p><u>と</u></p> <p>⑥ <u>市民一人ひとりがまちづくりの担い手</u>であることを自覚し、自治会をはじめ、地域の諸団体による地域コミュニティ活動等を通じ、<u>まちづくりに積極的に関わるとともに、市民、議会及び行政が適切に役割を分担し、まちづくりに取り組んでいくこと</u></p> <p>⑦ <u>地方自治の本旨である団体自治と住民自治に基づいて、本市における自治の基本</u>について定める<u>姫路市自治基本条例</u>の制定を宣言すること</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
<p>(1) 目的</p> <p>① 自治の基本理念や基本原則を明らかにすること</p> <p>② 市民、議会、市長等の責務を定めること</p> <p>③ 参画と協働による自治の基本的事項を定めること</p> <p>④ 市民主体の自治の実現を図ること</p>	<p>(1) 目的</p> <p>① 自治の基本理念や<u>基本原則</u>を明らかにすること</p> <p>② <u>市民、議会、市長等の責務を定めること</u></p> <p>③ 参画と協働による<u>まちづくりの基本的事項</u>を定めること</p> <p>④ <u>市民主体の自治の実現</u>を図ること</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>この条例は、姫路市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長等の責務、行政運営の基本原則並びに参画と協働によるまちづくりの基本的事項等を定めることにより、市民がまちづくりの主体となる都市の実現を図ること</u></p>
<p>(2) 定義</p> <p>次のように用語の定義を定める。</p> <p>① 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内へ通勤し又は通学する者及び市内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体</p>	<p>(2) 定義</p> <p>次の<u>ように用語の定義を定める。</u></p> <p>① 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、<u>市内へ通勤し又は通学する者及び市内で事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 <u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。</u></p> <p>(1) 市民 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 市内へ<u>通勤又は通学</u>をする者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 市内で事業を行う者（以下「事業者」という。）</p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>市内で活動する個人又は法人その他</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>② 市長等 市長その他の執行機関</p> <p>③ 参画 市民が<u>市政及び地域のまちづくり</u>に主体的に参加すること</p> <p>④ 協働 市民と市又は市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、共通の目的達成に向け協力すること</p>	<p>② 市長等 市長その他の執行機関</p> <p>③ 参画 市民が<u>市政をはじめ、まちづくり</u>に主体的に参加すること</p> <p>④ 協働 <u>市民と市</u>又は市民同士が、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割と責任を踏まえ、<u>共通の目的達成に向け協力</u>すること</p>	<p>の団体</p> <p>(2) 市長等 市長その他の執行機関</p> <p>(3) 参画 市民が、<u>市政をはじめ、まちづくり</u>に主体的に参加すること</p> <p>(4) 協働 <u>市と市民</u>又は市民同士が、<u>まちづくりにおいて、共通の目的を効果的に達成</u>するため、相互に理解し、対等な立場で、それぞれの役割<u>及び</u>責任を踏まえ、協力すること</p>
<p>(3) 条例の位置付け</p> <p>① この条例が本市の自治の基本を定めるものであること</p> <p>② 市や市民は、条例の趣旨を尊重すること</p> <p>③ 市は、自治に関する他の条例や規則等の制定、改廃、運用に当たっては、この条例との整合を図ること</p>	<p>(3) 条例の位置付け</p> <p>① <u>この条例が本市の自治の基本を定めるものであること</u></p> <p>② 市や<u>市民</u>は、条例の<u>趣旨</u>を尊重すること</p> <p>③ 市は、<u>自治に関する他の条例</u>や規則等の制定、改廃、<u>運用</u>に当たっては、この条例との整合を図ること</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 市及び市民は、この条例の<u>規定を最大限に</u>尊重すること</p> <p>2 市は、他の条例<u>及び</u>規則等の制定、改廃<u>及び</u>運用に当たっては、この条例との整合を図ること</p>
<p>(4) 自治の基本理念</p>	<p>(4) 自治の基本理念</p>	<p>(自治の基本理念)</p> <p>第4条 <u>自治の基本理念は、次に定める。</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>① 市民がまちづくりの主体</p> <p>③ 個人の<u>尊厳</u>や<u>自由の尊重</u></p> <p>⑤ 地域の<u>個性</u>、自立性を尊重したまちづくりの推進</p> <p>② 市民の信頼に基づく市政の推進</p> <p>④ 公正で開かれた市政の推進</p>	<p>① <u>市民がまちづくりの主体</u></p> <p>③ <u>個人の尊重</u>や<u>法の下</u>の平等</p> <p>⑤ <u>地域の特性</u>、自立性を尊重したまちづくりの推進</p> <p>② <u>市民の信頼</u>に基づく市政の推進</p> <p>④ <u>公正で開かれた市政</u>の推進</p>	<p>(1) <u>住民の福祉の増進</u></p> <p>(2) <u>個人の尊重</u>や<u>法の下</u>の平等</p> <p>(3) <u>地域の特性</u>、自立性を尊重したまちづくりの推進</p> <p>(4) <u>市民の信頼</u>に基づく市政の推進</p> <p>(5) <u>公正で開かれた市政</u>の推進</p>
<p>(5) <u>自治の基本原則</u></p> <p>① 情報共有の原則</p> <p>② 参画の原則</p> <p>③ 協働の原則</p>	<p>(5) <u>自治の基本原則</u></p> <p>① 情報共有の原則</p> <p>② 参画の原則</p> <p>③ 協働の原則</p>	<p>(<u>基本原則</u>)</p> <p>第5条 <u>市民がまちづくりの主体となるための基本原則を、次に定める。</u></p> <p>(1) 情報共有の原則 <u>市及び市民は、まちづくりに関する情報を共有すること</u></p> <p>(2) 参画の原則 <u>市は、まちづくりへの参画を推進し、市民は、まちづくりに参画すること</u></p> <p>(3) 協働の原則 <u>市及び市民は、まちづくりにおいて、協働すること</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第2章 市民・議会・市長等	第2章 市民・議会・市長等及び職員	第2章 市民・議会・市長等及び職員
第1節 市民	第1節 市民	第1節 市民
<p>(1) 市民の権利</p> <p>① 市政情報を知ること</p> <p>② <u>まちづくりに参画すること</u></p>	<p>(1) 市民の権利</p> <p>① 市政情報を知る<u>こと</u></p> <p>② <u>参画すること</u></p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、次に掲げる権利を有すること。 <u>ただし、権利を濫用してはならず、市全体の利益のために行使すること</u></p> <p>(1) 市政に関する<u>情報を知る権利</u></p> <p>(2) 参画する<u>権利</u></p>
<p>(2) 市民の責務</p> <p>① 市民は、次に掲げる責務を果たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>まちづくりにおいて行政と協働すること</u> ・ <u>民間相互で協働すること</u> ・ <u>まちづくりに関する負担を分任すること</u> <p>② 地域コミュニティ活動（自治会等の活動）・NPO活動・ボランティア活動（以下「市民活動」という。）<u>に取り組む団体は、</u></p>	<p>(2) 市民の責務</p> <p>① 市民は、次に掲げる責務を果たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>協働すること</u> ・ <u>まちづくりに関する負担を分任すること</u> <p>② 地域コミュニティ活動（自治会等の活動）・NPO活動・ボランティア活動（以下「市民活動」という。）<u>を通じて、まちづく</u></p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、次に掲げる責務を果たすこと</p> <p>(1) <u>公益的な視点に立ち、自らの発言と行動に責任をもって参画すること</u></p> <p>(2) <u>参画に当たっては、協働すること</u></p> <p>(3) <u>まちづくりに関する負担を分任すること</u></p> <p>2 地域コミュニティ活動、NPO活動及びボランティア活動（以下<u>これらを</u>「市民活動」という。）<u>を通じて、まちづくりに取り組む法</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>地域の活性化に資する活動に努めること</p> <p>③ 事業者は、社会的責任を認識し、社会貢献活動に努めること</p>	<p>りに取り組む団体は、その活動に努めること</p> <p>③ 事業者は、社会的責任を認識し、社会貢献活動に努めること</p>	<p>人その他の団体は、その活動に努めること</p> <p>3 事業者は、<u>地域社会を構成する一員としての、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図るとともに、社会貢献活動に努めること</u></p>
第2節 議会	第2節 議会	第2節 議会
<p>(1) 議会の責務</p> <p>① 議会は、姫路市議会基本条例に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めること</p>	<p>(1) 議会の責務</p> <p>① 議会は、姫路市議会基本条例に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めること</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第8条 議会は、姫路市議会基本条例に基づき、その役割と責務を果たすため、市民の意思を的確に把握するとともに、透明性を確保し、開かれた議会運営を行うよう努めること</p>
<p>(2) 議員の責務</p> <p>① 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めること</p>	<p>(2) 議員の責務</p> <p>① 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めること</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第9条 議員は、姫路市議会基本条例に基づき、公正かつ誠実に議会活動を行い、市民の信頼に応えるよう努めること</p>
第3節 市長等	第3節 市長等及び職員	第3節 市長等及び職員
<p>(1) 市長等の責務</p> <p>① 市長等は、事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りな</p>	<p>(1) 市長等の責務</p> <p>① 市長等は、事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関相互の連携を図りな</p>	<p>(市長等の責務)</p> <p>第10条 市長等は、<u>その権限に属する事務を公正かつ誠実に執行するとともに、執行機関</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>がら、行政機能を発揮すること</p> <p>② 市長等は、参画と協働による<u>市政</u>を推進すること</p> <p>③ 市長は、市民の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に<u>市政を運営</u>すること</p> <p>④ 市長は、市民の福祉の向上、行政サービスの質の向上など、市の活性化に向け必要な政策・施策・事業（以下「政策等」という。）を講ずること</p>	<p>がら、行政機能を発揮すること</p> <p>② 市長等は、参画と協働による<u>まちづくり</u>を推進するとともに、<u>市民活動の活性化を図るため、その支援を行うこと</u></p> <p>③ 市長は、<u>市民</u>の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に<u>行政運営</u>を行うこと</p> <p>④ 市長は、<u>市民の福祉の向上</u>、行政サービスの質の向上<u>など、市の活性化に向け必要な政策・施策・事業</u>（以下「政策等」という。）を講ずること</p>	<p>相互の連携を図りながら、<u>一体として行政機能を発揮すること</u></p> <p>2 市長等は、参画と協働による<u>まちづくり</u>を推進するとともに、<u>まちづくりに係る市民活動を支援すること</u></p> <p>3 市長は、<u>市</u>の代表者として、市民の信頼に応え、公正かつ誠実に行政運営を行うこと</p> <p>4 市長は、<u>市全体の利益の増進を図るため、行政サービスの質の向上等に必要な政策、施策及び事業</u>（以下<u>これら</u>を「政策等」という。）を講ずること</p>
<p>(2) 職員の責務</p> <p>① 市民全体の奉仕者として、法令・条例・規則等を遵守し、公正・公平かつ誠実に、全力で職務に専念すること</p> <p>② 職務の遂行に当たっては、市民の目線に立ち、市政を運営すること</p>	<p>(2) 職員の責務</p> <p>① 市民全体の奉仕者として、法令・<u>条例</u>・規則等を遵守し、公正・<u>公平</u>かつ誠実に、全力で職務に専念すること</p> <p>② 職務の遂行に当たっては、<u>市民の目線に立ち、市政を運営すること</u></p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 <u>職員は</u>、市民全体の奉仕者として、法令、<u>条例及び規則</u>等を遵守し、公正かつ誠実に、全力で職務に専念すること</p> <p>2 <u>職員は</u>、職務の遂行に当たっては、<u>自らも市民の視点を持ち、市政運営に携わること</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第 3 章 行政運営の基本原則	第 3 章 行政運営の基本原則	第 3 章 行政運営の基本原則
<p>(1) 総合的かつ計画的な行政運営</p> <p>① 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うために、基本構想その他行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下「総合計画」という。）を位置付け、策定すること</p> <p>② 市長等は、総合計画の策定に当たり、市民意見の反映に努めること</p> <p>③ 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うこと</p> <p>④ 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えること</p> <p>⑤ 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定すること</p>	<p>(1) 総合的かつ計画的な行政運営</p> <p>① 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下「総合計画」という。）を策定すること</p> <p>② 市長等は、総合計画の策定に当たり、市民意見の反映に努めること</p> <p>③ 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切に進行管理を行うこと</p> <p>④ 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えること</p> <p>⑤ 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定すること</p>	<p>(総合的かつ計画的な行政運営)</p> <p>第 1 2 条 市長等は、総合的かつ計画的な行政運営を行うことを目的に、基本構想その他の行政分野全般に係る政策等に関する計画（以下これらを「総合計画」という。）を策定すること</p> <p>2 市長等は、総合計画の策定に当たり、多様な意見の反映に努めること</p> <p>3 市長等は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、進行管理を行うこと</p> <p>4 市長等は、総合計画が社会経済情勢の変化や新たな行政需要に対応できるよう、常に検討を加えること</p> <p>5 市長等は、各行政分野の計画について、総合計画の趣旨を踏まえて策定すること</p>
<p>(2) 効率的で効果的な行政運営</p> <p>① 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価、見直しを</p>	<p>(2) 効率的で効果的な行政運営</p> <p>① 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価、見直しを</p>	<p>(効率的で効果的な行政運営)</p> <p>第 1 3 条 市長等は、効率的で効果的な行政運営を行うため、事業の継続的な評価及び見直しを</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>行い、不断の行財政改革に取り組むこと</p> <p>② 市長等は、評価、見直しの結果を政策等、予算等に適切に反映するよう努めること</p>	<p>行い、不断の行財政改革に取り組むこと</p> <p>② 市長等は、評価、<u>見直しの結果を政策等、</u><u>予算等に適切に反映するよう努めること</u></p>	<p>しを行い、不断の行財政改革に取り組むこと</p> <p>2 市長等は、<u>評価及び見直しの結果を政策等に反映し、必要な措置を講ずるよう努めること</u></p>
<p>(6) 危機管理</p> <p>① 市長等は、市民の生命等の安全を確保するための体制を整備すること</p> <p>② 市長等は、その対応に当たっては、市民や関係機関と連携、協力し、相互支援を行うこと</p>	<p><u>(6) 危機管理</u></p> <p>① 市長等は、市民の<u>生命等の安全</u>を確保するための体制を整備すること</p> <p>② <u>市長等は、その対応に当たっては、市民や関係機関と連携、</u>協力し、相互支援を行うこと</p>	<p>(危機管理)</p> <p>第14条 市長等は、市民の<u>生命及び身体等の安全</u>を確保するための体制を整備するとともに、<u>災害等による緊急事態の対応に当たっては、市民及び関係機関と連携及び協力をし、相互に支援を行うこと</u></p>
<p>(4) 財政・財務</p> <p>① 市長等は、財政・財務規律の遵守に注力し、健全な財政運営に努めること</p> <p>② 市長等は、財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく説明すること</p>	<p><u>(4) 財政・財務</u></p> <p>① 市長等は、財政・<u>財務規律の遵守</u>に注力し、健全な市の財政運営に努めること</p> <p>② 市長等は、<u>市の財政状況に関する情報を、市民に分かりやすく説明</u>すること</p>	<p>(財政及び財務)</p> <p>第15条 市長等は、<u>行政運営に当たっては、財政及び財務の規律の遵守</u>に注力し、健全な<u>財政</u>に努めること</p> <p>2 市長等は、市の財政状況を<u>正確にかつ分かりやすく公表</u>すること</p>
<p>(3) 行政組織</p> <p>① 市は、市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築を行うこと</p>	<p><u>(3) 行政組織</u></p> <p>① 市は、<u>市民のニーズや社会経済情勢に的確に対応するための組織の構築</u>を行うこと</p>	<p>(行政組織)</p> <p>第16条 市は、<u>社会経済情勢及び求められる役割の変化等に的確に対応する組織を構築す</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>② 市は、市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うこと</p> <p>(10) 外郭団体</p> <p>① 市長等は、外郭団体について、その設立の趣旨や目的が社会経済情勢の変化に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言・指導を行うこと</p> <p>② 市長等と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めること</p>	<p>② 市は、<u>市民に分かりやすく、機能的かつ効率的な組織の構築を行うこと</u></p> <p>(10) <u>外郭団体</u></p> <p>① 市長等は、<u>外郭団体について、その設立の趣旨や目的が社会経済情勢の変化に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう助言・指導を行うこと</u></p> <p>② <u>市長等と外郭団体は、円滑な連携を図り、当該外郭団体の設置目的を、効率的かつ効果的に達成するよう努めること</u></p>	<p><u>ること</u></p> <p>2 市は、機能的かつ<u>効率的に組織の構築を行うこと</u></p> <p>3 市長等は、<u>外郭団体（以下団体という。）と連携し、各団体の設置目的を効果的かつ効率的に達成するよう努めるとともに、各団体に対し、その設置目的が社会経済情勢の変化等に適応し、適正かつ健全に運営が行われるよう、助言及び指導を行うこと</u></p>
<p>(5) 法務</p> <p>① 市長等は、市の政策等の立案や行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと</p>	<p>(5) <u>法務</u></p> <p>① 市長等は、<u>市の政策等の立案や行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈した上で、条例、規則等の整備を積極的に行うこと</u></p>	<p>(法務)</p> <p>第<u>17</u>条 市長等は、政策等の立案<u>及び実施並びに</u>行政課題の解決に当たり、適正に法令を解釈<u>するとともに、条例及び規則等の整備を積極的に行うこと</u></p>
<p>(7) 行政手続</p> <p>① 市長等は、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に</p>	<p>(7) <u>行政手続</u></p> <p>① 市長等は、<u>別に条例で定めるところにより、処分、行政指導、届出等の行政手続に</u></p>	<p>(行政手続)</p> <p>第<u>18</u>条 市長等は、<u>姫路市行政手続条例</u>で定めるところにより、処分、行政指導<u>及び届出</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保、透明性の向上を図ること</p>	<p>関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保、<u>透明性の向上</u>を図ること</p>	<p><u>に関する</u>行政手続に関し、共通する事項を明らかにし、行政運営における公正の確保<u>及び</u>透明性の向上を図ること</p>
<p>(8) 公益通報</p> <p>① 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備すること</p> <p>② 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがないように、必要な措置を講ずること</p>	<p><u>(8) 公益通報</u></p> <p>① 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備すること</p> <p>② 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがない<u>ように</u>、必要な措置を講ずること</p>	<p>(<u>公益通報</u>)</p> <p>第<u>19</u>条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備すること</p> <p>2 市は、通報を行った職員が通報による不利益を受けることがない<u>よう</u>、必要な措置を講ずること</p>
<p>(9) 説明責任等</p> <p>① 市長等は、政策等の立案、実施、評価の各過程において、市民に分かりやすく説明すること</p>	<p><u>(9) 説明責任等</u></p> <p>① 市長等は、政策等の立案、実施、<u>評価の</u>各過程において、<u>市民に</u>分かりやすく説明すること</p>	<p>(<u>説明責任</u>)</p> <p>第<u>20</u>条 市長等は、政策等の立案、実施<u>及び</u><u>評価に関する情報を</u>、各過程において分かりやすく説明すること</p>
<p>(9) 説明責任等</p> <p>② 市長等は、<u>市政</u>に対する要望・意見等（以下「<u>要望等</u>」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めること</p>	<p><u>(9) 説明責任等</u></p> <p>② 市長等は、<u>行政運営</u>に対する<u>要望・意見</u>等（以下「<u>要望等</u>」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めること</p>	<p>(<u>意見等への対応</u>)</p> <p>第<u>21</u>条 市長等は、行政運営に対する<u>意見及び</u><u>要望等</u>（以下<u>これらを</u>「<u>意見等</u>」という。）に対して誠実かつ迅速に対応し、その内容を事業の改善に反映するよう努めること</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
<p>③ 市長等は、要望等について職員の公正かつ公平な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより必要な措置を講ずること</p>	<p>③ 市長等は、<u>要望等について</u>職員の公正かつ公平な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより必要な措置を講ずること</p>	<p>2 市長等は、<u>意見等の対応に当たり</u>、職員の公正な職務の遂行を確保するため、別に定めるところにより、<u>必要な措置を講ずること</u></p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第4章 参画と協働	第4章 参画と協働	第4章 参画と協働
第1節 情報共有等	第1節 情報共有等	第1節 情報共有等
<p>(1) 情報の共有と提供</p> <p>① 市は、自ら積極的に<u>情報の提供</u>に努めるとともに、市民、市民活動に取り組む団体、行政間の情報の交換を行うなど情報の共有を推進すること</p> <p>② 市は、市民への<u>情報提供</u>に当たっては、正確で分かりやすく、迅速に提供するとともに、子どもが市政に関心を抱くよう、配慮すること</p>	<p>(1) <u>情報の共有と提供</u></p> <p>① 市は、自ら積極的に<u>市政に関する情報の提供</u>に努めるとともに、市民、<u>市民活動に取り組む団体、行政間の情報の交換を行う</u>など<u>情報の共有を推進</u>すること</p> <p>② 市は、市民への<u>市政に関する情報の提供</u>に当たっては、<u>正確で分かりやすく、迅速に提供</u>するとともに、<u>子どもが市政に関心を抱くよう、配慮</u>すること</p>	<p>(<u>情報の提供と共有</u>)</p> <p>第22条 市は、市政に関する<u>情報を市民に積極的に提供</u>するよう努めるとともに、<u>市民との情報交換を図り、情報の共有に努める</u>こと</p> <p>2 市は、市政に関する<u>情報を、正確かつ迅速に、分かりやすく提供</u>すること。なお、<u>子どもに対しては、市政に関心を抱くよう、配慮</u>すること</p>
<p>(2) 情報の公開</p> <p>① 市は、市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、公文書を公開すること</p>	<p>(2) <u>情報の公開</u></p> <p>① 市は、<u>市民の知る権利を尊重し、非公開情報が記録されていない限り、別に条例で定めるところにより、公文書を公開</u>すること</p>	<p>(<u>情報の公開</u>)</p> <p>第23条 市は、非公開情報が記録されていない限り、<u>姫路市情報公開条例</u>で定めるところにより、公文書を公開すること</p>
<p>(3) 個人情報保護</p> <p>① 市は、個人の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報</p>	<p>(3) <u>個人情報保護</u></p> <p>① 市は、個人の権利利益を保護するため、<u>別に条例で定めるところにより、個人情報</u></p>	<p>(<u>個人情報保護</u>)</p> <p>第24条 市は、個人の権利利益を保護するため、<u>姫路市個人情報保護条例</u>で定めるところ</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
の公正かつ適正な取扱いを確保すること	の公正かつ適正な取扱いを確保すること	により、個人情報の公正かつ適正な取扱いを確保すること
第2節 参画	第2節 参画	第2節 参画
<p>(1) 市政への参画</p> <p>① 市長等は、市民が<u>市政へ主体的に参画</u>することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めること</p>	<p>(1) 行政への参画</p> <p>① 市長等は、市民が<u>行政に参画</u>することができる機会を確保するとともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めること</p>	<p>(参画の機会確保と推進)</p> <p>第25条 市長等は、市民が<u>まちづくりに参画</u>することができる<u>機会の確保に努める</u>とともに、政策等の立案、実施及び評価の各過程において、参画の推進に努めること</p>
<p>(2) 市民意見の聴取</p> <p>① 市長等は、市の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、市民意見の聴取に努めること</p>	<p>(2) 市民意見の聴取</p> <p>① 市長等は、市の重要な計画等の策定時には、案件を事前に公表し、市民意見の聴取に努めること</p>	<p>(市民意見の聴取)</p> <p>第26条 市長等は、市の重要な計画の策定時等には、案件を事前に公表し、市民意見の聴取に努めること</p>
<p>(3) 附属機関等への参加等</p> <p>① 市長等は、市の附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）への市民の参加に関し、必要な事項を別に定めることとし、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の<u>市政への参画</u>を推進すること</p> <p>② 市長等が設置する附属機関等の会議は、</p>	<p>(3) 附属機関等への参加等</p> <p>① 市長等は、<u>市の附属機関及び懇談会等</u>（以下「附属機関等」という。）<u>への市民の参加に関し、必要な事項を別に定めることとし、附属機関等の審議に広く市民の意見を反映させ、市民の参画を推進すること</u></p> <p>② 市長等が設置する附属機関等の会議は、</p>	<p>(附属機関等への参加等)</p> <p>第27条 市長等は、附属機関及び懇談会等（以下<u>これらを</u>「附属機関等」という。）<u>に市民の参加を求め、附属機関等の審議に市民の意見を反映させること</u></p> <p>2 市長等が設置する附属機関等の会議は、原</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
原則、公開とすること	原則、 <u>公開</u> とすること	則として <u>公開</u> すること
<p>(4) 住民投票</p> <p>① 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること</p> <p>② 住民投票を実施する場合には、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること</p> <p>③ 市長は、住民投票の結果を尊重すること</p>	<p>(4) 住民投票</p> <p>① 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること</p> <p>② 住民投票を実施する場合には、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること</p> <p>③ 市長は、住民投票の結果を尊重すること</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第28条 市長は、市政に関し、特に重要な事案について広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができること</p> <p>2 住民投票を実施する場合、その実施に必要な事項は、事案ごとに条例で定めること</p> <p>3 市長は、住民投票の結果を尊重すること</p>
第3節 協働	第3節 協働	第3節 協働
<p>(1) 協働の推進</p> <p>① 市長等は、協働を支援するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進すること</p> <p>② 市長等は、協働の支援に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮すること</p>	<p>(1) 協働の推進</p> <p>① 市長等は、協働を<u>支援</u>するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進すること</p> <p>② 市長等は、協働の<u>支援</u>に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮すること</p>	<p>(協働の推進)</p> <p>第29条 市長等は、協働するための仕組みを整備するとともに、多様な担い手による協働を推進すること</p> <p>2 市長等は、協働の<u>推進</u>に当たっては、市民の自主性及び自発性を損なわないよう配慮すること</p>
<p>(2) 市民活動への支援</p> <p>① <u>市長等は</u>、市民活動の活性化を図るため、</p>	第2章 市長等の責務に移動	第2章 市長等の責務に移動

パブリック・コメント手続き時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続きの意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
その支援を行うこと		

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第5章 国及び他の地方公共団体との 連携・協力	第5章 国及び他の地方公共団体との 連携・協力	第5章 国及び他の地方公共団体との 連携・協力
<p>(1) 国や他の地方公共団体との関係</p> <p>① 市は、適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること</p> <p>② 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に連携や協力を図り、その解決に努め、<u>市政を推進すること</u></p>	<p>(1) 国や他の地方公共団体との関係</p> <p>① 市は、適切な役割分担の下、<u>国や県</u>と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること</p> <p>② 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題や広域的な課題について、積極的に<u>連携や協力</u>を図り、その解決に努めること</p>	<p>(国や他の地方公共団体との関係)</p> <p>第30条 市は、<u>国及び県</u>と適切な役割分担の下、国や県と対等な立場で相互に協力し、共通する課題の解決に努めること</p> <p>2 市は、他の地方公共団体と共通する市政の課題<u>及び</u>広域的な課題について、積極的に<u>連携及び協力</u>を図り、その解決に努めること</p>
<p>(2) 国際交流</p> <p>① 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めるとともに、得られた情報や知恵を市政に活かすよう努めること</p>	<p>(2) 国際交流</p> <p>① 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、連携や協力を努めるとともに、得られた情報<u>や知恵</u>を市政に<u>活かす</u>よう努めること</p>	<p>(国際交流)</p> <p>第31条 市は、国際社会における役割を果たすため、国外の都市等との交流、<u>連携及び協力</u>を図るとともに、得られた情報を市政に<u>生かす</u>よう努めること</p>

パブリック・コメント手続時の骨子（案）【Ⅰ】	パブリック・コメント手続の意見を踏まえた骨子（案）【Ⅱ】	現時点の骨子（案）【Ⅲ】
第6章 条例の見直し	第6章 条例の見直し	第6章 条例の見直し
<p>① 市長は、<u>市政</u>をこの条例の趣旨を踏まえて<u>運営</u>するとともに、<u>市民意見</u>や<u>社会情勢</u>の変化等を考慮し、<u>条例の規定</u>について検討を加え、<u>その結果に基づいて必要な措置</u>を講ずること</p> <p>② 市長は、<u>必要な措置</u>を講ずるに当たっては、<u>市民等を含めた検討組織</u>を設け、<u>その意見を聴く</u>こと</p>	<p>① 市長は、この条例の趣旨を踏まえて<u>行政運営</u>を行うとともに、<u>市民意見</u>や<u>社会情勢</u>の変化等を<u>考慮</u>し、<u>条例の規定</u>について検討を加え、<u>その結果に基づいて必要な措置</u>を講ずること</p> <p>② 市長は、<u>必要な措置</u>を講ずるに当たっては、<u>市民等を含めた検討組織</u>を設け、<u>その意見を聴く</u>こと</p>	<p>第32条 市長は、この条例の趣旨を踏まえて<u>行政運営</u>を行う<u>こと</u></p> <p>2 市長は、<u>市民意見</u>及び<u>社会情勢</u>の変化等を<u>踏まえ</u>、<u>本条例</u>について検討を加え、<u>必要な措置</u>を講ずること</p> <p>3 市長は、<u>前項</u>の措置を講ずるに当たっては、<u>市民が参加する附属機関</u>を設け、<u>その意見を聴く</u>こと</p>